

都城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2025

1 目的

本市では都城市建築物耐震改修促進計画を推進するにあたり、住宅所有者に対する意識啓発・制度周知、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要であるため、本プログラムにより、毎年度、その取り組みを明確化し、進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの改善を図ることで、住宅の耐震化をより一層推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは都城市建築物耐震改修促進計画 第1章2(1)に基づき策定する。

3 対象区域、対象建築物

【対象区域】 都城市全域

【対象建築物】 昭和56年5月以前に建築された木造住宅(平屋又は2階建て)

4 取組内容・目標・実績

【取組期間】 本プログラムの取組期間は令和元年度～令和10年度までとする。(10年間)

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施。
- ii) 住宅の耐震改修費(補強設計費を含む)に対する補助を実施。
- iii) ローコスト工法アドバイザーを活用し、コストダウンを提案する。

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ☐ 令和7年度までに全戸に対して戸別訪問またはダイレクトメールを行う。
 - ☐ 地域公民館の協力を得て事業案内を行う。
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ☐ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明等により耐震改修を促進。
- iii) 改修事業者の技術力向上および接触が容易となる取組
 - ☐ 県と共同で事業者育成講習会を実施する。
 - ☐ 県が作成した耐震改修事業者一覧を耐震診断実施者に配布する。
- iv) 一般への周知普及
 - ☐ リーフレットを作成し、窓口やイベントで配布を行う。
 - ☐ 広報誌により補助制度の周知を行う。
 - ☐ 建築士会と合同で住宅無料相談会を設け、補助制度の説明や耐震化の啓発活動を行う。

令和7年度目標

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 20 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 15 戸

昨年度までの実績

【令和6年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 70 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 15 戸

【令和5年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 20 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 13 戸

【令和4年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 25 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 14 戸

【令和3年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 20 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 12 戸

【令和2年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 10 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 5 戸

【令和元年度】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 20 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 5 戸

【平成30年度以前】

- ☐ 木造住宅耐震診断補助戸数: 100 戸
- ☐ 木造住宅耐震改修補助戸数: 22 戸

計画

前年度(令和6年度)取組実績

- ☐ 広報誌及びホームページ掲載により補助制度の概要について周知した。
- ☐ ダイレクトメールを市内1万7千戸に配布した。
- ☐ 耐震診断士に対し、改修工事費の低減につながるローコスト工法について説明し、ローコスト工法の普及を図った。
- ☐ 要綱改正により、耐震改修補助上限額の増額を実施。

前年度(令和6年度)の課題

- ☐ 耐震改修予定戸数の継続(材料費高騰、納期延長、感染防止等による改修見送り)。
- ☐ 物価高騰によるダイレクトメール送付戸数の減少。

改善策

- ☐ ローコスト工法を活用し改修費を抑えることを提案し、耐震改修工事を促進する。
- ☐ 周知、普及啓発の促進を重点目標とする。

自己評価